

II

穏やかに安心して過ごせる暮らし

■ 施策体系

II 穏やかに安心して過ごせる暮らし

1 安心の暮らしを支える福祉医療環境づくり

【健康・福祉】

- (1) 高齢者が安心して生活が送れる地域づくり
- (2) 障がいのある人が自立した生活を営むことができる地域づくり
- (3) 個人としての自立した生活を支える社会づくり
- (4) 病気やけががあっても安心できる医療環境づくり

2 のびのび子育てを支える成長環境づくり

【成長・学習】

- (1) 不安を抱えこまずに子どもを生み、育てることができる地域づくり
- (2) 楽しく喜びを感じながら子育てができる地域づくり

3 本気・やる気が実を結ぶ産業づくり

【産業・雇用】

- (1) 安定した収入につながる基盤づくり
- (2) 効果的な成果をもたらす体制づくり
- (3) 雇用の創出と確保につながる産業づくり

4 身近な生活の安全を支える社会基盤の充実と環境保全

【社会基盤・環境】

- (1) 安全で安心な日常生活を支える生活基盤づくり
- (2) 衛生的な生活水準を確保する環境づくり
- (3) 環境への負荷の少ない循環型社会づくり

5 生活の不安を取り除く地域社会づくり

【家庭・地域】

- (1) 災害などに対応できる地域づくり
- (2) 身近な安全を確保する地域づくり
- (3) 消費者が主体的に行動して暮らしていける地域づくり

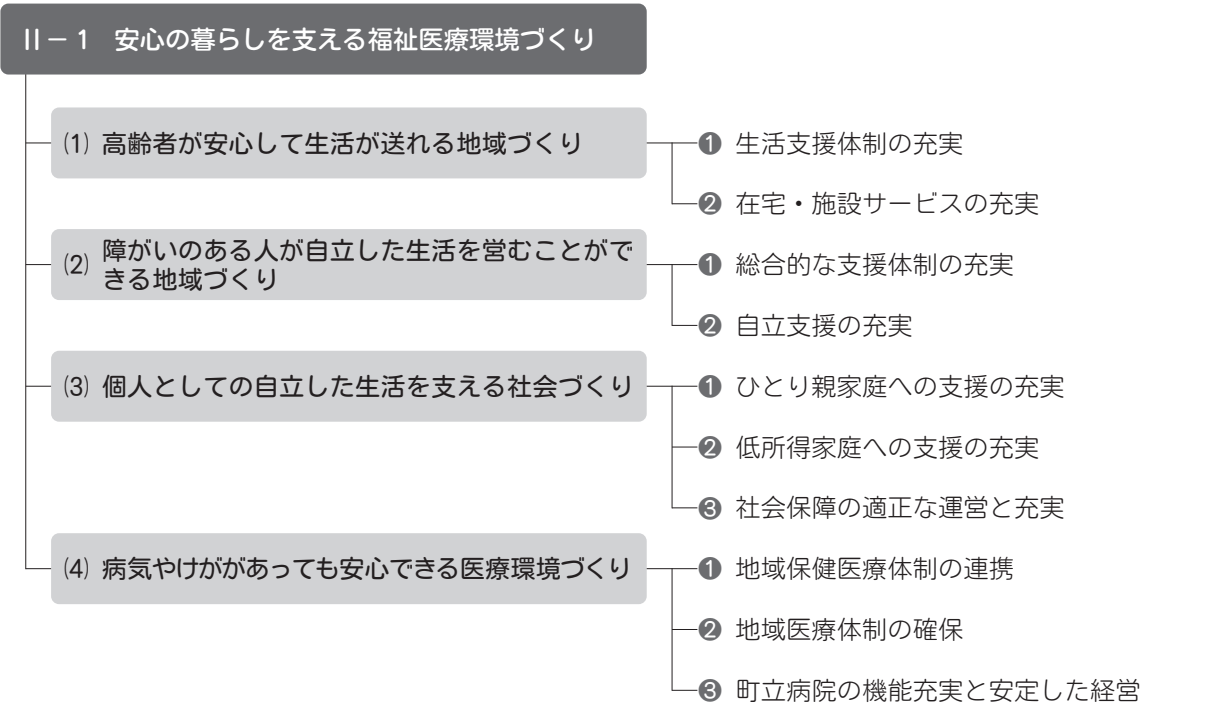
■ 現況と課題

- すべての高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある暮らしができるよう、介護や支援が必要になった場合でも、その人にふさわしい自立した生活ができる地域社会づくりが必要です。本町においても高齢者人口の割合が22.1%（平成17年国勢調査）から、本計画最終年の平成30年には34.0%になると推計しています。今後、介護を必要とする高齢者の増加が予想されることから、地域包括ケア会議を軸として、介護予防事業の推進、在宅・施設での介護事業の充実が求められます。
- 障害者自立支援法の施行により、障がい福祉サービスの抜本的な再編が行われました。しかし制度の見直しや、その議論が法の施行直後から継続して行われており、障がい者を取り巻く環境は激変の途にあります。このような状況下にあるものの、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりのニーズに対応した支援体制の充実や障がい福祉サービスを提供していく必要があります。
- ひとり親家庭の親は子育てと生計の担い手という役割を一人で担っています。経済的な支援や生活全般への相談体制を充実し、生活基盤の安定につなげていく必要があります。
近年の経済情勢を反映し、低所得者が増加の傾向にあることから、生活困窮の程度の応じた適切な保護の実施と生活保護受給世帯の自立に向けた支援が必要です。
国民健康保険は、医療費の適正化に向けて医療給付と負担の公平化を進め、効率的で適正な運営が求められています。国民年金では、将来の安定した生活につながる制度として、町民の理解を深める啓発等を積極的に行い、未加入者及び未納者の解消と年金受給権の確保に努める必要があります。
- 町民が健康に安心して暮らしていくうえで、地域医療は重要な役割を果たしています。地域保健・医療の連携による地域医療体制の確保が必要です。また町立病院については、町民ニーズに応じた医療サービスの提供と安定した病院経営が求められます。



上中除雪ボランティア

■ 施策の展開



■ 施策の方向性

(1) 高齢者が安心して生活が送れる地域づくり	
① 生活支援体制の充実	展望
地域包括支援センターの充実を図り、虐待防止など高齢者の権利擁護をはじめ、各種相談に対応し総合的にサービスが提供できる体制づくりを推進します。	
医療費負担の軽減とともに、介護予防や健康づくり、生活の安全に対する知識の普及啓発を推進します。	
要介護者となる可能性が高い特定高齢者の早期把握に努めるとともに、運動機能向上や栄養改善などの介護予防事業を推進します。	
② 在宅・施設サービスの充実	展望
介護保険制度との整合性を図りながら、高齢者の状況に応じた適正なサービスを提供します。	
要介護高齢者の家族を対象とした家族介護に関する研修機会や家族の負担軽減など、家族支援を充実します。	
介護保険施設等の介護支援機能、居住機能及び交流機能を充実し、総合的なサービスを提供します。	
介護サービス利用者のニーズに沿った適切なケアプラン作成と質の高いサービスの提供など、介護保険制度の適正な運用を推進します。	
質の高い介護サービスを提供するため、ホームヘルパー等の介護能力の向上とともに、安定した人材の確保を図るため、労働条件など働く環境の向上に取り組みます。	
(2) 障がいのある人が自立した生活を営むことができる地域づくり	
① 総合的な支援体制の充実	展望
障がいの予防、早期発見、治療、療育、機能回復など、関係機関の相互連携により、体系的に推進します。	
障がいの種類や状況にかかわらず、一人ひとりのニーズに対応した支援が受けられるよう、相談体制を充実します。	

② 自立支援の充実		展望
安定した生活を営むため、各種経済的支援制度の啓発と有効利用を促進します。		
ホームヘルプサービスやディサービスなど、在宅サービスを充実します。		
家族の介護負担の軽減など、家族支援サービスを充実します。		
障がいのある人が地域で生活するための基盤確保として、グループホームやケアホームの整備を促進します。		
(3) 個人としての自立した生活を支える社会づくり		
① ひとり親家庭への支援の充実		展望
各種支援策の一括的な情報発信に取り組み、それぞれの家庭状況に応じた経済的支援を推進します。		
生活や養育に関する悩みなど、関係機関と連携して相談体制を充実します。		
生活基盤の安定のため、ハローワーク等関係機関と連携した就労相談等を支援します。		
ひとり親家庭相互の交流など、主体的な活動を支援します。		
② 低所得家庭への支援の充実		展望
生活保護制度をはじめ、各種支援制度を適正に運用・活用し、効果的に支援します。		
生活保護世帯の生活実態を的確に把握し、民生委員をはじめ医療・介護など関係機関と連携して、生活実態に応じた支援を推進します。		
関係機関も含め、組織的に就業相談・指導を充実し、自立を促進します。		
③ 社会保障の適正な運営と充実		展望
国民健康保険制度及び長寿（後期高齢者）医療制度の趣旨の啓発とともに、保険税（料）の適正な賦課・徴収に努めます。		
被保険者の資格取得・喪失・届出の勧奨及びレセプト点検などを行い、医療費の適正化につなげます。		
国民年金制度に対する理解を深めるための啓発を行い、加入と納付の奨励を推進します。		
(4) 病気やけががあっても安心できる医療環境づくり		
① 地域保健医療体制の連携		展望
健康相談・指導や健診、病気や介護の予防、治療、リハビリまでを系統的行う体制を維持し充実するため、保健・医療の連携を強化します。		
医療費や健診結果などから総合的に町民の健康実態を把握し、地域の実情にあった健康学習機会の充実や啓発に取り組みます。		
② 地域医療体制の確保		展望
身近に適切な医療サービスが受けられるよう、初期医療体制を充実します。		
日常の健康管理による病気の予防や早期発見・早期治療を行うため、かかりつけ医の必要性を啓発し、その定着を推進します。		
保健・福祉・医療が連携し、往診や訪問看護をはじめとする在宅医療を充実します。		
地域医療を支える人材の確保に努めます。		

③ 町立病院の機能充実と安定した経営		展望
町民のニーズに応じた診療科目の導入など、診療機会の充実にに向けた取り組みを推進します。		
安定した医療サービスを提供するため、医療スタッフの確保・充実と計画的に医療器材を整備します。		
糖尿病など、生活習慣病の予防・治療の機能を充実します。		
初期救急医療体制を充実するとともに、高次救急医療を担う医療機関と連携し、体系的な救急医療体制を確保します。		
高齢社会に対応し、介護療養型老人保健施設*としても機能を充実します。		
安定した病院経営と利用者に配慮した施設運営を推進します。		

※介護療養型老人保健施設：介護を必要とする人への介護サービス提供施設のこと。本町の町立病院は、医療機関併設型小規模（29床以下）老人保健施設

数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
介護を必要とする高齢者の割合	65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者の割合	%	14.5	14.9	14.9
介護予防教室参加者率	全介護予防教室参加対象者（特定高齢者）に占める参加者の割合	%	4.8	5.2	5.6
在宅支援サービス利用者率	全介護サービス対象者に占める在宅支援サービス利用者の割合	%	77.8	78.2	78.5
自宅で生活している障がい者率	自宅で生活ができていない障がい者の割合	%	97.24	↗	↗



福祉大運動会

II-2 のびのび子育てを支える成長環境づくり

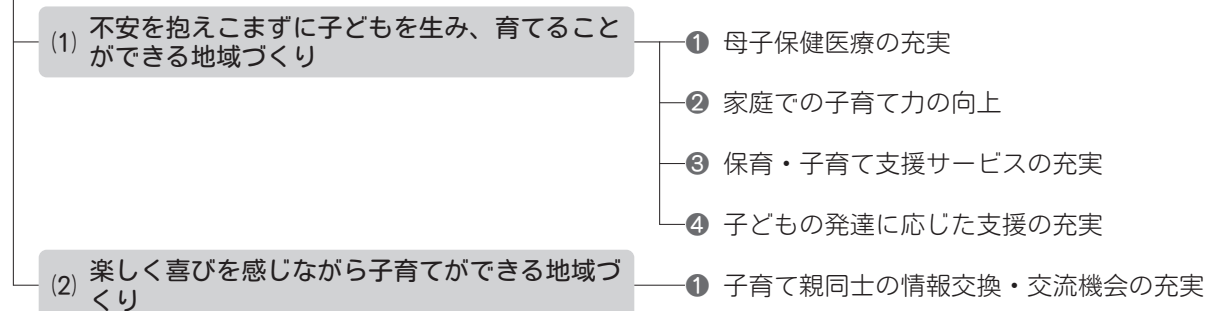
成長
学習

■ 現況と課題

- 本町の合計特殊出生率は全道的にはトップレベルにあるものの、核家族化や地域とのつながりの希薄化により、子育ての不安を抱え込む親が少なくありません。育児への不安や負担を感じている親への相談体制をはじめ、親も子も健やかに暮らしていくための環境を充実させていかなければなりません。さらに施設保育についても、多様化するニーズに沿った保育サービスが求められており、地域での連動した子育てを進めるため、子育て支援センターや保育所などの連携強化と機能強化が必要です。
- また、情報交換や交流機会など、子育て親同士の主体的な活動を促進し、喜び、楽しみながら子育てができる環境づくりも必要です。

■ 施策の展開

II-2 のびのび子育てを支える成長環境づくり



■ 施策の方向性

(1) 不安を抱えこまずに子どもを生み、育てることができる地域づくり		
① 母子保健医療の充実		展望
	子どもの健全な発達を促すため、妊婦健診・乳幼児健診や健康相談・訪問相談を推進します。	
	乳幼児健診や相談事業を通じて、発育支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な発育支援につなげます。	
② 家庭での子育て力の向上		
		展望
	子育ての大切さや家庭の温かさを再認識する機会を通じて、子育てに関する意識を醸成します。	
	家庭での、子どもの基本的な生活習慣の習得など、親の学習機会・支援を充実します。	
	子育ての不安や悩みなど、さまざまな問題に対応するための相談体制を充実します。	

③ 保育・子育て支援サービスの充実		展望
	新たな特別保育事業の実施など、地域ニーズを十分に把握して保育事業を充実します。	
	保育職員の研修機会を充実し、質の高い保育サービスにつなげます。	
	子育て支援サービスについての情報を積極的に発信し、その活用を促進します。	
	子育て支援センターが、地域における子育て支援の拠点として役割を果たすため、支援機能を充実します。	
	子どもを生み、育てる過程での経済的・精神的な負担を軽減するための相談・支援を充実します。	
	児童虐待等、養育上特別な問題を抱える家庭への支援を充実します。	
④ 子どもの発達に応じた支援の充実		展望
	子どもの発達に応じた適切な保育事業を推進します。	
	発達の気になる子どもへの最適で効果的な支援をはじめ、保護者への育児支援、保育所・幼稚園への保育支援等を充実するため、発達支援センターの機能を高めます。	
	妊娠から出産、そして保育所・幼稚園・就学へと子どもの成長にかかわる情報を共有し、連続性のある相談・支援体制づくりを推進します。	
(2) 楽しく喜びを感じながら子育てができる地域づくり		
① 子育て親同士の情報交換・交流機会の充実		展望
	妊婦相談・マタニティスクールなどを通じ、出産後も子育てへの閉塞感を抱かないよう、仲間づくり・つながりづくりの機会を充実します。	
	子育てに必要な日用品のリサイクルなど、子育て親同士の助け合い活動を促進するとともに、活動の場を確保します。	
	楽しく子育てができるよう、主体的な育児サークル活動等への支援を充実します。	

数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
乳幼児健診受診率	乳幼児健診の受診率	%	96.2	96.5	97.8
乳幼児相談率	乳幼児を持つ全保護者数に占める相談を行った保護者の割合	%	97.1	100.0	100.0
子育て相談率	乳幼児を除く就学前児童を持つ全保護者数に占める相談を行った保護者の割合	%	18.1	20.0	22.0
児童虐待発生件数	児童相談所への児童虐待の通告件数	件	3	1	—
各種保育サービスの利用述べ時間数	保育所の各種保育サービスの利用年間述べ時間数	時間	10,046	11,000	11,500
妊婦相談率	全妊婦数に占める相談を行った妊婦の割合	%	96.7	100.0	100.0

II-3 本気・やる気が実を結ぶ産業づくり

産業
雇用

■ 現況と課題

- 長引く農林産物の価格低迷が続き、農林業を取り巻く情勢は厳しい状況にあります。このような状況の中で足腰の強い農林業経営が図られるよう、生産基盤の充実や経営の効率化・近代化の推進が求められます。

商業についても、旭川市や近隣の大型店への購買力の流失が止まらず、地元商店への集客が落ち込み続けている状況にあります。買い物環境の充実をはじめ新たなサービス提供など、集客力の向上に向けた取り組みが必要です。
- 各産業施策・事業の多くは、それぞれの産業団体が主体となって行われてきました。それぞれの産業団体の主体性を損なわず、事業の投資効果や評価を明確にし、より取り組みの成果を発揮するため、産業団体と連携を深め、各施策・事業を推進するための体制強化が求められます。
- ここ10年の人口動態の中では、30代前半から40代前半中心に労働人口層の流失が顕著になっており、地元での雇用機会の不足が大きな要因として考えられます。企業の新規立地を進めるとともに地元事業者の新規事業への進出や町民の起業を促し、雇用機会の確保につなげることが求められます。また、労働環境の向上など、働きやすい地域づくりに向けた取り組みも必要です。

■ 施策の展開

II-3 本気・やる気が実を結ぶ産業づくり

(1) 安定した収入につながる基盤づくり

- ① 産業基盤の整備と充実
- ② 産業経営の効率化と近代化の促進

(2) 効率的な成果をもたらす体制づくり

- ① 産業関係団体の連携と体制の強化

(3) 雇用の創出と確保につながる産業づくり

- ① 新規立地や起業に対する支援の充実
- ② 労働環境の向上に向けた取り組み



農業フェスティバル

■ 施策の方向性

(1) 安定した収入につながる基盤づくり		
① 産業基盤の整備と充実		展望
農業	優良農地*を保全するとともに耕作放棄地の解消、農地の流動化や利用促進に取り組みます。	
	道路・ほ場・用排水施設など生産基盤の整備を推進します。	
	畜産業の施設整備や、防疫・衛生対策の強化など、生産基盤を充実します。	
林業	林業生産に利用される町道の適切な管理と作業道の整備を促進します。	
商工	安全で快適な買い物環境の向上に向けた取り組みへの支援を充実します。	
	空き店舗・空き地の利活用を促進するとともに、商店街イベント等への支援を充実します。	
② 産業経営の効率化と近代化の促進		展望
共通	関係機関と連携し、経営改善指導や経営管理能力の向上に向けた取り組みにより、経営体質の強化を推進します。	
	金融支援対策や諸助成事業の活用により、経営の近代化を推進します。	
農業	認定農業者への農地の集積などを進め、経営の合理化・効率化を推進します。	
林業	造林事業を推進するとともに、収益性の向上につなげるため、下刈りや間伐などの保育事業を推進します。	
商工	新たな商業サービスの創出や企業の技術水準の向上につなげるため、関係機関と連携した支援を充実します。	
(2) 効率的な成果をもたらす体制づくり		
① 産業関係団体の連携と体制の強化		展望
共通	産業関係団体との連携と支援により、各取り組みの成果が効率的に発揮できるよう、体制を強化します。	
(3) 雇用の創出と確保につながる産業づくり		
① 新規立地や起業に対する支援の充実		展望
雇用	きめ細やかな立地サポートなどにより、優良な企業の誘致に取り組みます。	
	事業者の新たな研究開発や新規事業への進出、町民の起業活動への支援に取り組みます。	○
② 労働環境の向上に向けた取り組み		展望
雇用	労働時間の短縮や雇用条件の改善、労働衛生に向けた啓発を推進します。	
	均等な雇用機会を確保するため、事業者への啓発を推進します。	

※優良農地：第1種農地を基本として、一定程度の基盤整備等が行われており、生産性が見込める農地（第2種農地＝市街地域に隣接、第3種農地＝市街地域内の農地）

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
耕作放棄地率	全農地面積に占める耕作放棄農地面積の割合	%	1.06	0	0

II-4 身近な生活の安全を支える社会基盤の充実と環境保全

社会基盤
環境

■ 現況と課題

- 町内のほとんどの道路は、町民の生活を支える生活道路となっています。特に市街地内の生活道路は交通量も多く、車両通行の円滑性ととも生活者の安全を重視しなければなりません。地域性、交通量や人の往来など、状況に応じた道路整備が求められます。あわせて、今後高齢者の増加が見込まれることや、障がいのある人でも多様な活動・社会参加がしやすい環境づくりのため、公共施設が率先してユニバーサルデザイン*の標準化に取り組むことが求められます。

- 本町では既に上水道の未普及地域は解消され、水源の確保についても十分なレベルに達している状況にあります。今後とも町民の生活に欠くことのできない大切なライフラインとして、常に安全でおいしい水を供給することが求められます。

衛生的で快適な生活を送るうえで、下水道は重要な役割を担っています。用途地域を主とする事業認可区域の整備はほぼ充足していますが、水洗化率は85%程度に止まっています。衛生的な生活や環境保全につなげるため、下水道等事業への町民の理解を深め、計画的な整備を進めていく必要があります。

町内には火葬場が併設されている中央墓地のほか、4ヶ所の共同墓地があります。今後も適正な維持管理が求められます。

- 現在まで、ごみの分別の徹底や環境への意識啓発を進めながら平成14年にごみ処理の有料化を実施し、ごみの減量化につなげてきました。限りある資源を有効に利用し、資源を無駄にしない環境にやさしいまちづくりが求められます。

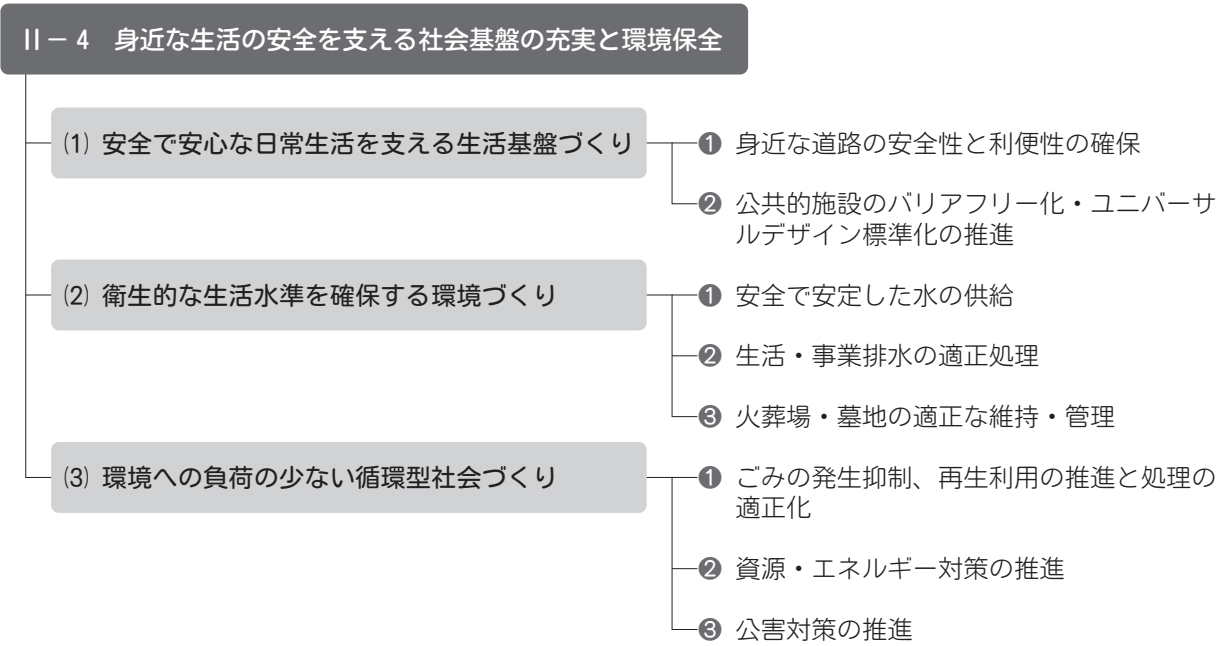
地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化していることから、小さな一地域の取り組みであったとしても、日常の生活活動を通じて、この問題の解決に貢献できることを実践していく必要があります。

本町では、日常の生活に大きく影響を与えるような公害の発生はありませんが、快適に暮らせる環境づくりのため、公害発生源の監視や公害苦情への的確な対応が求められます。



雪割り作業

■ 施策の展開



■ 施策の方向性

(1) 安全で安心な日常生活を支える生活基盤づくり	
① 身近な道路の安全性と利便性の確保	展望
身近な生活・生産道路の安全や利便性を確保するため、計画的な整備を推進します。	
通学路や町民利用が多い施設周辺の道路を優先して、歩道の新設や拡幅などの整備を推進します。	
交通安全施設の設置や交差点改良など、安全な道路づくりに努めます。	
効率的な除排雪に努めるとともに、スリップ事故防止対策を行い、冬道の安全を確保します。	
町道の安全を確保するため、適正な維持・管理に努めます。	
② 公共的施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン標準化の推進	展望
障がいのある人や高齢者だけではなく、町民全てが暮らしやすい生活環境を整えるため、公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの標準化を推進します。	
町民利用の多い民間施設へのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの標準化に向けた啓発を推進します。	
(2) 衛生的な生活水準を確保する環境づくり	
① 安全で安定した水の供給	展望
水の大切さの啓発や教育を推進し、節水意識の向上につなげます。	
水質管理体制を適正に維持し、安全な水道水を提供します。	
水道施設の計画的な整備や適正な維持・更新を図り、水道水の安定供給に努めます。	
被災直後の応急給水や応急復旧などの災害対策を強化します。	
健全な水道経営を図るため、コスト削減や事務の効率化を推進します。	

基本計画

② 生活・事業排水の適正処理		展望
水と生活の関わりや水環境保全の大切さの啓発や教育を推進し、水質汚濁防止への意識向上につなげます。		
下水道施設の適正な維持管理と計画的な整備を推進し、下水道機能の維持・向上に努めます。		
下水道の整備効果を十分発揮するため、町民が下水道事業への理解を深めるように啓発を行い、水洗化の普及向上に努めます。		
下水道事業の計画区域外を対象に、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、合併処理浄化槽が適正に管理されるよう啓発します。		
下水道汚泥の農地還元など、汚泥の有効活用を推進します。		
健全な下水道経営を図るため、コスト削減や事務の効率化を推進します。		
富良野地区環境衛生センターでの適正なし尿処理と連動して、効率的なし尿収集に努めます。		
③ 火葬場・墓地の適正な維持・管理		展望
火葬場の計画的な修繕など、適正な維持管理に努めます。		
墓地の環境美化など、適正な維持管理に努めます。		
(3) 環境への負荷の少ない循環型社会※づくり		
① ごみの発生抑制、再生利用の推進と処理の適正化		展望
町民や事業者へのごみ減量化に向けた意識の向上を図り、連動した取り組みを推進して、ごみの発生抑制につなげます。		
リサイクル資源の適切な回収や分別の徹底を推進します。		
効率的な収集と安全性を重視したごみ処理施設の運転管理に努めます。		
不法投棄防止の啓発と不法投棄の監視体制を強化します。		
② 資源・エネルギー対策の推進		展望
地球温暖化対策地域推進計画を策定し省エネルギー対策など、連動した取り組みを推進します。		○
太陽光など、新エネルギーの啓発・普及を推進するとともに、公共施設等への新エネルギーの導入を検討します。		○
ゴミの熱料としての活用を検討し、公共施設の暖房燃料等への利用を推進します。		○
③ 公害対策の推進		展望
騒音や悪臭、土壌汚染や水質汚濁などの公害を防止するため、関係機関と連携しながら、公害発生源の監視・指導を徹底します。		
公害苦情については、迅速かつ的確な対応に努めます。		

※ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように、施設などを設計すること

※循環型社会：環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑制する社会のこと

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
バリアフリー法に適合する 公共施設数	不特定多数が利用する建築物において、高齢者や身体障がい者が円滑に利用できるよう措置した件数	件	1	2	4
有収率	給水する水量と料金として収入のあった水量との比率	%	82.2	85.0	90.0
水洗化普及率	処理区域内人口のうち、水洗化した人口の割合	%	84.2	85.0	86.0
ごみ搬入量	焼却場へのごみの搬入量	t	2,319	2,240	2,200
町の CO ₂ 排出量削減率	町の事務・事業から排出される二酸化炭素の削減率	%	—	△6	△7



油のリサイクル



ゴミゼロの日 クリーン大作戦

II-5 生活の不安を取り除く地域社会づくり

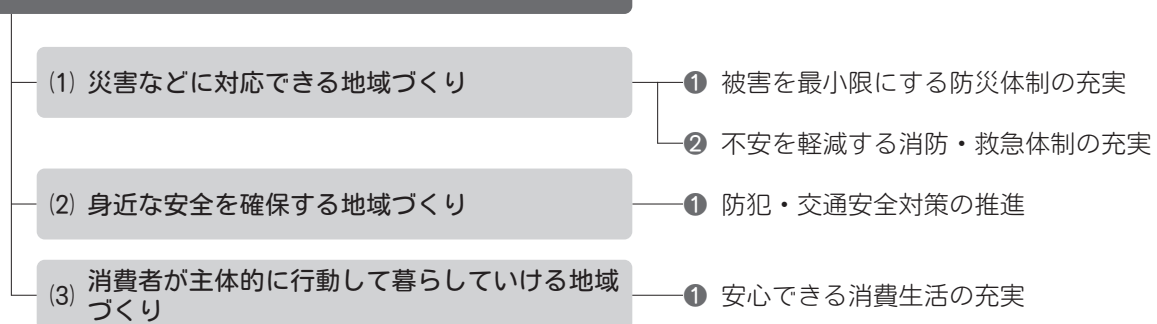
家庭
地域

■ 現況と課題

- 本町は活火山十勝岳を抱え、毎年大規模な防災訓練を実施しています。しかし災害は十勝岳の噴火によるものばかりではなく、あらゆる自然災害に対して迅速かつ的確に対応し、被害を最小限にする防災体制が求められます。また、富良野広域連合の発足により、消防・救急機能が広域連合に移行されますが、円滑な機能の移行と町民が不安のない地域生活を送るための消防・救急体制の充実が求められます。
- 本町では、生活安全推進協会が町民活動として、防犯や交通安全など、地域の安全活動を包括的に行っています。これら町民活動団体や自治会、警察や関係機関と連携して、防犯・交通安全教育や安全を確保する環境づくりが求められます。
- 近年、悪質な訪問販売や電話勧誘など、いわゆる悪質商法の手口が巧妙化し、消費者被害を伴うトラブルが増加してきています。また、振り込め詐欺に代表される詐欺事件も後を絶ちません。町民自らが消費に関する正しい知識や犯罪被害への対応力を身につけ、トラブルを未然に回避できるよう、意識啓発や積極的な情報提供が求められます。

■ 施策の展開

II-5 生活の不安を取り除く地域社会づくり



■ 施策の方向性

(1) 災害などに対応できる地域づくり	
① 被害を最小限にする防災体制の充実	展望
地域防災計画に沿った防災体制の確立と災害対応能力を高めます。	
火山砂防や治山・治水対策などの防災施設の整備を推進します。	
緊急時における情報伝達の的確性の確保と敏速化に努めるとともに、広域的な情報収集・伝達機能を充実します。	
明確で安全な避難所・避難経路の設置・整備とともに、ハザードマップ*等を活用した防災に関わる情報を発信します。	
被災者の保護、生活再建等に向けた対策を講じます。	
地域や関係機関との連携を強め、災害時における要援護者への早期連絡・避難・救助体制を確立します。	
耐震改修促進計画に基づく事業を推進します。	
国・他の自治体や民間団体との連携を強め、広域的な相互協力体制を充実します。	
他国からの武力攻撃事態においては、国民保護計画に基づく措置を講じます。	
② 不安を軽減する消防・救急体制の充実	展望
消防の広域化に対応した人員配置・機能配置を行い、消防中枢体制を強化します。	
消防施設・装備の充足と消防職員の資質を高めます。	
消防団の活性化と活動支援の充実、団員の確保と育成をします。	
防火思想の普及や住宅用火災報知機設置への啓発、査察や検査を通じた適切な指導を行い、火災の未然防止につなげます。	
救急施設・装備の充足と救急職員の確保と資質を高めます。	
救急医療機関との連携を強化し、救急医療体制を充実します。	
町民の救急・救命に関する知識と技術を高めるための普及活動を推進します。	
AED*（自動体外式除細動器）など、救命器具の主要な公共施設への配置を進めます。	
(2) 身近な安全を確保する地域づくり	
① 防犯・交通安全対策の推進	展望
防犯教育・交通安全教育を積極的に推進します。	
警察などの関係機関と連携して、防犯・交通安全に関する情報を広く町民に発信します。	
道路などの交通安全施設を充実します。	
地域や警察などの関係機関と連携して、犯罪防止対策を充実します。	
(3) 消費者が主体的に行動して暮らしていける地域づくり	
① 安心できる消費生活の充実	展望
健全な消費生活を送るための情報提供や消費者教育を充実します。	
町民が消費に関する犯罪被害に遭わないよう、適切に対応します。	

※ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲や避難経路、避難場所などの情報を地図化したもの
 ※AED（エーイーディー）：心臓の心室が細かく震えて血流が止まった際に、必要に応じて電氣的なショックを与え、心臓の動きを戻すことを試みる医療機器（自動体外式除細動器）

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
住宅の耐震化率	耐震化された住宅の率	%	64.8	80.0	90.0
火災発生件数	町内の火災発生件数（10年間の平均値）	件	6.7	5.5	4.5
交通事故発生件数	町内の年間の交通事故発生件数	件	368	↘	↘
刑法犯被害届出件数	町内の年間の警察への被害届出の件数	件	76	↘	↘
消費生活被害相談件数	被害を受けた消費者から消費生活相談を受けた年間の件数	件	37	↘	↘



上小 PTA 交通安全声かけ運動